

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前						
<p>第5条 (略)</p> <p>(修学困難地域)</p> <p>第6条 <u>臨時貸与条例第3条第2項第1号の規則で定める修学が困難な地域（次条において「修学困難地域」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第14号に規定する区域のうち、佐渡圏域とする。</u></p> <p>(施設等)</p> <p>第7条 <u>臨時貸与条例第3条第2項第2号、第7条第2項第1号ア及びイ、第8条第1項第3号及び第4号並びに第2項、第9条第1号並びに第11条第1号の規則で定める施設等は、修学困難地域に所在する次の各号のいずれかに該当する施設等とする。</u></p> <p>(1) <u>医療法第1条の5第1項に規定する病院</u></p> <p>(2) <u>医療法第1条の5第2項に規定する診療所</u></p> <p>(3) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設</u></p> <p>(4) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める施設等</u></p> <p>（新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用）</p> <p>第8条 <u>新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第7条、第8条及び第10条</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">条例</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">臨時貸与条例</td> </tr> </table>	第7条、第8条及び第10条	条例	臨時貸与条例	<p>第5条 (略)</p> <p>(新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用)</p> <p>第6条 <u>新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第7条</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">条例第7条又は条例第9条</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準</td> </tr> </table>	第7条	条例第7条又は条例第9条	臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準
第7条、第8条及び第10条	条例	臨時貸与条例					
第7条	条例第7条又は条例第9条	臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準					

第9条	前2条	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）第8条において準用する前2条

附 則

1・2 （略）

（この規則の失効）

3 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にされている改正前の新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則第6条において読み替えて準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条の免除の申請又は第8条の履行猶予の申請は、それぞれ改正後の新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則第8条において読み替えて準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則第7条の免除の申請又は第8条の履行猶予の申請とみなす。

		用する新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第9条
第8条	条例第10条又は条例第11条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第10条又は第11条
第9条	前2条	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）第6条において準用する前2条
第10条	条例第8条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第8条

附 則

1・2 （略）

（この規則の失効）

3 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。